

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第3回）会議録

- 1 開催日時  
平成28年2月20日（土）  
開会 午前9時  
閉会 午前9時12分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 講堂2
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、  
書記 永谷尚子
- 7 議題  
第7号議案 選挙人名簿の登録について  
第8号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第3回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、平成28年2月28日執行の尾張旭市長選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、本日配布されましたが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第7号議案「選挙人名簿の登録について」、第8号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、第7号議案及び第8号議案について、一括してご説明いたします。</p> <p>初めに第7号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>次に第8号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>従いまして、今回の登録は平成28年2月20日を登録基準日及び登録日としまして、平成27年12月2日の定時登録以降の該当者について、選挙人名簿の登録と抹消を別冊のとおり行うものでございます。</p> <p>第7号議案を一枚はねていただきますと、資料を添付してご</p>

	<p>ざいます。被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、住所要件としてその者の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成7年12月3日から平成8年2月29日までの出生者、住所要件が平成27年9月2日から平成27年11月20日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第8号議案の2枚目の資料をご覧ください。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている方が死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が選挙人名簿から抹消する事由となっております。</p> <p>すなわち今回登録を抹消される方は、平成27年12月2日から平成28年2月19日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成27年8月2日から平成27年10月19日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に本日配布しました選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。参考までに、投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、各自ご覧いただければと思います。</p> <p>第7号議案及び第8号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第7号議案及び第8号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>

	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第7号議案及び第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第7号議案及び第8号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 ＜立候補受付＞ 平成28年2月21日（日）午前8時30分～午後5時 於：市役所3階講堂1 ＜氏名等掲示掲載順序等を定めるくじ＞ 平成28年2月21日（日）午後5時30分から 於：市役所3階講堂1
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。